



発行年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
通信日付印	確認			41234567	

令和 4 年 8 月 31 日

豊橋市長様

法人番号	申告年月日
1234567890000	年 月 日

所在地 (豊橋市が支店等の場合は本店所在地と併記)	豊橋市今橋町100番地 (電話 0532-51-2196)	この申告の基礎	1. 法人税の の修正申告書の提出による。 2. 法人税の の更正・決定・再更正による。
(ふりがな)	とよはしいべんと	事業種目	イベント企画
法人名	株式会社 豊橋イベント	期末現在の資本金の額 又は出資金の額	1000000
(ふりがな)	とよはし さぶろう	(ふりがな)	とよはし はなよ
代表者名	豊橋 三郎	経理責任者氏名	豊橋 花代
		期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	1000000
		期末現在の 資本金等の額	1000000

令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの 事業年度分又は 連結事業年度分 の市民税の 確定申告書*

摘 要	課 税 標 準	法 人 税 割 額	
		税率 ₁₀₀	税 額
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	① ()	12345	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	6.0 100	720
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 $(\frac{5}{23}) \times (24)$	⑥	6.0 100	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦		
税額控除超過額相当額の加算額	⑧		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨		
外国の法人税等の額の控除額	⑩		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪		
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫		700
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮		700
均等割額	⑯	12月 50000 円 × $\frac{⑰}{12}$	50000
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑱		00
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱	⑲		50000
この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑲	⑳		50700
⑳のうち見込納付額	㉑		
差 引 ㉑-⑳	㉒		50700

豊橋市内に所在する事務所、事業所又は寮等	分割基準	豊橋市分の均等割 の税率適用区分に 用いる従業員数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数 左のうち豊橋市 分の従業員数
本店	豊橋市今橋町100番地	人 5
合 計		人 5

指 定 場 所	区 名	※区 コード	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	令和 4 年 6 月 30 日	法人税の申告 書の種類	青色・その他
に⑩ 申告の す計算					00	解散の日	年 月 日	翌期の中間 申告の要否	要 否
					00	残余財産の最後の分配 又は引渡しの日	年 月 日	法人税の申告 期限の延長の 処分の有無	有 無
					00	法人税の期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額	円		
					00	この申告が中間申告の場合 の計算期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
					00	還付を受けよう とする金融機関 及び支払方法	銀行 口座番号 (普通・当座)		
				00	還付請求税額				
				00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				

第二十号様式

関与税理

豊橋 四郎

(電話 0532-51-2200)